

神奈川県の犯罪被害者等支援施策の実施状況
についての意見募集結果について

平成 30 年 10 月

神奈川県くらし安全防災局
くらし安全部くらし安全交通課

神奈川県の子犯罪被害者等支援施策の実施状況についての意見募集結果について

1 対象

県民、支援関係機関及び県内市町村

2 意見募集期間

(1) 県民

平成30年6月15日(金曜日)～7月14日(土曜日)

(2) 県内市町村及び支援関係機関

平成30年6月15日(金曜日)～7月6日(金曜日)

3 意見の公表日

平成30年10月(予定)

4 意見募集結果の公表方法

県ホームページ

5 意見募集結果の概要

(1) 県民からの意見

ア 意見内容の概要

区 分	件 数
1 総合的支援体制の整備と支援関係機関との連携に関するもの	4件
2 日常生活回復に向けたきめ細かい支援の提供に関するもの	3件
3 県民・事業者の理解の促進に関するもの	3件
4 被害者を支える人材の育成に関するもの	2件
5 その他	1件
合 計	13件

イ 県の考え方の概要

区 分	件 数
A 今後の取組を検討するもの	4件
B ご意見の内容は既に実施しているもの	3件
C 今後の取組の参考とするもの	6件
D 反映できないもの	0件
E 質問への回答	0件
F その他	0件
合 計	13件

(2) 県内市町村及び支援関係機関からの意見

ア 意見内容の概要

区 分	件 数
1 総合的支援体制の整備と支援関係機関との連携に関するもの	5件
2 日常生活回復に向けたきめ細かい支援の提供に関するもの	8件
3 県民・事業者の理解の促進に関するもの	0件
4 人材の育成に関するもの	0件
合 計	13件

イ 県の考え方の概要

区 分	件 数
A 今後の取組を検討するもの	5件
B ご意見の内容は既の実施しているもの	0件
C 今後の取組の参考とするもの	8件
D 反映できないもの	0件
E 質問への回答	0件
F その他	0件
合 計	13件

6 提出意見及びこれに対する県の考え方

- (1) 神奈川県の子犯罪被害者等支援施策の実施状況についての県民からの意見等について … 3頁
- (2) 神奈川県の子犯罪被害者等支援施策の実施状況についての関係機関・市町村からの意見等について … 7頁

(1) 神奈川県の子犯罪被害者等支援施策の実施状況についての県民からの意見等について

区分 A：今後の取組を検討するもの B：ご意見の内容は既に実施しているもの
 C：今後の取組の参考とするもの D：反映できないもの E：質問への回答 F：その他

【意見内容】 ※一部、内容を要約等している意見あり。

1 総合的支援体制の整備と支援関係機関との連携に関するもの

No.	意見要旨	区分	県の考え方
①	<p>神奈川県は、財政も厳しい中で、県民の為に、犯罪被害という誰にでも起こりうる困難に向けての「理解」や「支援する」は、素晴らしいことだと思う。県と協力して多くの機関が連携して迅速な対応も評価できる。これからも、ボランティアとともに被害者の為に向上しつづけてほしい。</p>	C	<p>これからも支援の充実に努めてまいります。</p>
②	<p>(1)総合的支援体制の整備②性犯罪・性暴力の被害者が相談する可能性のある窓口の連携を強化について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関連する相談窓口による情報交換の実施 <p>被害についての相談の中には、学校関係者からの相談や、学校での被害、生徒や学生が学校外で被害に遭った案件もかなり認められる。</p> <p>こうしたことから、<u>学校関係者（先生、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、保健の先生等、実際に生徒・学生から相談を受ける可能性の高い方々）を含む定期的な会合の場を設ける必要がある</u>と思われる。</p> <p>どの規模で行うのが難しいが、<u>各警察署の管内で、地域の警察関係者も出席するなどして、少なくとも小中学校並びに高校での性暴力被害に迅速に対応するための活発な情報交換をしてほしい。</u></p>	C	<p>現在行っている警察署被害者支援ネットワーク総会で学校関係者含めた会合を行っている警察署もあります。</p> <p>ご意見につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
③	<p>(2)地域における支援体制の整備②市町村の取り組み支援と連携の推進</p> <p>市町村の取り組みを支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>市町村職員研修を兼ねた市町村実務担当者会議の開催</u> <p>神奈川県においては総合的対応窓口の設置率は100%となっていて、どこの市で被害にあっても同様の支援が受けられることになっているが、<u>実際には住んでいる市によって受けられる支援には大きな隔りがある</u>のが現状である。</p>	C	<p>市町村職員向けの研修や実務担当者会議はご意見につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>

	<p>研修を開催する際には、各市の担当者だけでなく、<u>同じ市の警察署の支援担当者も出席して、事例検討や情報交換を行うなどして、実情に応じた研修を行うことが必要</u>であると思われる。（実際に他県では県が主催して、こうした研修を行っている。）</p>		
④	<p>日頃の犯罪被害者支援の取り組みに敬意を表します。</p> <p>犯罪被害者への支援は多方面で充実が求められますが、<u>性犯罪被害については取り分け総合的支援が必要</u>です。<u>被害者の身体面、精神面、法的対応（警察への被害届提出等を含め）、生活面などについて、センターで必要な情報や対応が敏速に得られるよう、ワンストップセンターとしての機能の充実を図ってほしい。</u></p> <p><u>総合的な支援が行われるためにも、日頃から関係諸機関との連絡連携体制を作ってほしい。</u></p>	B	<p>性犯罪・性暴力被害者への支援については、「<u>かながわ性犯罪・性暴力ワンストップ支援センター（かならいん）</u>」やサポートステーションで既に実施しているところですが、今後も関係機関との連携を深め、適切な支援を行ってまいります。</p>

2 日常生活回復に向けたきめ細かい支援の提供に関するもの

No.	意見要旨	区分	県の考え方
⑤	<p>サポートステーションの支援実績を見ると、他の項目の件数と比べ「<u>住居の提供</u>」「<u>生活資金貸付</u>」の件数が極端に少ないようだ。被害にあわれて住居やお金を必要とする方はもっとおられるのではないか。予算など難しい問題もあるのだろうが、もう少し基準をゆるめるなどして件数を増やす方向で考えて欲しい。</p>	C	<p>ご意見につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。現在確保している県営住宅2戸については、利用者のニーズに合致するよう、居室環境の整備をし、利用促進に努めて参ります。</p>
⑥	<p>犯罪加害者に対する配慮や支援に比較して、被害者に対する支援は遅れているのでは、という声を聞く機会が多く感じます。そういう中での<u>公的機関における被害者支援施策は、とても重要</u>と考えます。支援体制、内容は多岐にわたっていますが、その中でも付添同行やカウンセリング等の支援は、被害者の方に直接かかわる支援として利用件数も多く、特に必要とされていることがわかります。</p>	B	<p>これからも支援の充実に努めてまいります。</p>

⑦	<p><u>貸付制度や一時的住居の確保等は利用は少ないものの、制度としてあり、利用できるという選択肢のひとつとして意味のあるものと思います。</u></p> <p>生活の中で見聞きする犯罪の多いこと、私達自身の生活でも無縁ではありません。<u>困っている時に適切な支援制度があり、選択できること、ボランティアの育成とともに、広く県民にも周知していただけるようお願いいたします。</u></p>	A	<p>広報の充実・強化に努めてまいります。</p>
---	--	---	---------------------------

3 県民・事業者の理解の促進に関するもの

No.	意見要旨	区分	県の考え方
⑧	<p>20、30年前に比べて数段、犯罪被害者にとっては有難い要素を含む施策と実施状況だ。<u>もっと幅広い広報も必要に思う。</u></p>	A	<p>広報には力を入れますが、より効果的な広報の実施に努めてまいります。</p>
⑨	<p>絶対に許されない犯罪は殺人です。人の生命について自明の理です。（私見では、性暴力も精神の殺人です。）</p> <p>この罪を犯す人々は、幼少期からの不遇な生育過程において、個人的情緒と社会的情緒の結合を感じとれないまま成人した結果です。</p> <p>① 幼少期からの生育環境に関わるボランティア活動支援（児相などへ協力）。</p> <p>② 小・中学生に対する社会教育の支援・協力（ボランティア）。</p> <p>これらの支援には、社会的知識・経験の豊かなシルバー世代の協力も必要と考えます。</p> <p>こうした活動を通じて、幼少期から“他者の痛み”を“自己の痛み”として共有する感覚を体で覚える教育が必要です。</p> <p>“殺人”は、神もお許しにならない、絶対悪であることを反復連打、教え込むことが大切です。</p>	B	<p>中学生・高校生を対象に被害者等の実情を伝え、被害者にも加害者にもならない気運の醸成を図るための「いのちの大切さを学ぶ教室」等を実施しております。</p> <p>ご意見につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
⑩	<p>神奈川県犯罪被害者支援について、ボランティアの一員として、今年度は依然として振込め被害者が多く、老人が多く、心を痛めています。</p> <p>連日、加害者が拘束されている姿を見ると、私ボランティア仲間が県内各地で啓発活動した成果が社会に役立ったかと思いうれしい今日です。</p> <p>地元神奈川県大宮病院で2016年に起きた入院患者殺人事件等心痛む薬品使用事件、加害者が拘束され、社会に問題を投げかけた今日的事件の一形態だ。</p>	C	<p>被害者支援のボランティアの方々は県の登録ボランティアとして登録して活動されています。ご意見につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>

<p>更には厚木市内で起きた斉藤理玖ちゃん白骨化遺体事件の判決（横浜地裁）。また、津久井やまゆり園の殺傷事件。座間市内での9人殺人事件等目が離せない今日です。</p> <p>県外も見れば、千葉県松戸市で学童見守り隊の加害者が、当事者ベトナムのかわいい女兒リンちゃんを登校中に殺害した許さざる国境を越えた痛ましい事件。東京都目黒区の船戸結愛ちゃんが両親にお願いした公人としての願いもむなしく虐待で死亡された事件等、悲痛な事件ばかりで、我々は呼びかけの助け声に出せず、本当に私も社会人の一人として守ることができず、胸が張り裂けそうです。</p> <p>そこで、私の提案として、神奈川県として、<u>県議会で全会派決議のもと、県犯罪支援活動者を公に認定し、社会的活動を広く保障、啓発活動を認められるよう強く要請したい</u>です。</p> <p>そして神奈川県が先進県の見本を、2020年東京オリンピックに向けて推進していただきたいです。</p> <p>国際都市横浜を、また、神奈川県を世界に呼びかけていきたい、平和を願いたい、ただ、犯罪被害者のみなさんの心に寄り添いたい犯罪被害者の一人です。</p>		
--	--	--

4 被害者を支える人材の育成に関するもの

No.	意見要旨	区分	県の考え方
⑪	<p><u>犯罪被害者等支援ボランティアに関して、生活支援を担うボランティアの育成をされているようだが、具体的にはどのような形で養成講座を設けているのか。また、実際にはどのような活動が行われているのか、詳しい説明がほしかった。</u></p>	A	<p>現在、ボランティアは、「普及啓発ボランティア」と「直接・生活支援ボランティア」の2区分となっており、家事や育児の支援に携わる生活支援ボランティアの養成講座は行っておりません。</p> <p>家事、育児等の生活支援については、市町村の取組みとの連携を含め、支援の充実について検討してまいります。</p>

⑫	被害者の心身の安全に配慮した情報提供や心理的支援を行うためには、相談員に高い資質が求められる。 <u>相談員の研修等、相談体制の充実を図ってもらいたい。</u>	A	サポートステーションやかならいん相談員の人材育成に取り組んでいますが、更なる充実・強化に取り組んでまいります。
---	--	---	---

5 その他

No.	意見要旨	区分	県の考え方
⑬	<p>県の支援に、横浜市の支援に、年を重ねるごとに犯罪（多種）が減少することを願っております。</p> <p>対策が進み、犯罪被害者相談室に相談し、助けを求めて、助けられている県・市民の多いことに、担当者のご苦勞に頭が下がります。</p> <p><u>性犯罪は、本人の告訴がなくても起訴される（できる）とのこと（平成29年7月13日施行）ですが、DV犯罪も、同じく施行できるようにと願っております。（申告罪法改正）</u></p> <p>DVは、加害者が夫婦げんかだと警察に言い続けなければその段階で警察は手を引いてしまいます。（傷害を受け診断書ありでも）</p> <p>支援施策として、ぜひ実施してほしい、しなくてはいけない施策と思います。</p>	C	ご意見につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。

（2）神奈川県犯罪被害者等支援施策の実施状況についての支援関係機関及び県内市町村からの意見等について

区分 A：今後の取組を検討するもの B：ご意見の内容は既に実施しているもの C：今後の取組の参考とするもの D：反映できないもの E：質問への回答 F：その他
--

【意見内容】 ※一部、内容を要約等している意見あり。

1 総合的支援体制の整備と支援関係機関との連携に関するもの

（1）総合的支援体制の整備

No.	意見要旨	区分	県の考え方
⑭	<p>①かながわ犯罪被害者サポートステーションの運営、充実について、犯罪被害者支援に関わっていない人に訊くと、<u>サポステのことを知らない人が多い</u>。犯罪被害を相談できず困っている人にはサポステの情報は有益であるから、<u>広報の拡充をしていただきたい</u>。</p> <p>また、神奈川県とサポステのような機関がない他県の被害者では、同じ犯罪被害者でも受けられる支援に格差が生ずるのではないかといった意見を聞くことが</p>	A	<p>広報には力を入れています。より効果的な広報の実施に努めてまいります。</p> <p>また、他都道府県へは国の会議の場で紹介を行ったり、視察を積極的に受け入れて理解</p>

	ある。 <u>他都道府県でも同様の機関が作られ同様の支援が受けられるように、他都道府県に対してもサポステの存在や支援内容を広報することは有意義ではないか。</u>		と周知に努めています。
⑮	<u>かならいんの活動について、性犯罪被害者にとって、相談しやすい事業と考えます。また、支援内容も相談、緊急受診、法律相談、カウンセリングと、支援メニューも充実している</u> と思います。 加えて、 <u>「サポステ」との連携体制も確立しています。</u>	C	これからも連携を密にし、支援の充実に努めてまいります
⑯	県スタッフが「サポステ」に常駐していることは、 <u>条例に基づく被害者等の総合的支援体制の面からも、また、「かならいん」との連携、早期意思疎通の意味からも非常に良い</u> と思います。	C	これからも連携を密にし、支援の充実に努めてまいります
⑰	かながわ犯罪被害者サポートステーションの運営による、支援者が増加していることは、関係機関が連携して周知を行っている成果だと感じる。 <u>当町としても、継続して町民に対し情報提供を行っていきたい。</u>	C	ご意見につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。

(2) 地域における支援体制の整備

No.	意見要旨	区分	県の考え方
⑱	① <u>市町村の取り組み支援と連携の推進について、市町村にとっては今後の重要な課題と考えておりますので、他の取り組み同様、その進捗状況がわかるよう、実施状況の具体的な数値（実施回数等）を示していただければ、</u> と思います。	A	各市町村の意見を聞きながら実績の公表について検討します。

(3) 支援関係機関の連携

該当意見なし

2 日常生活回復に向けたきめ細かい支援の提供に関するもの

(1) 経済的負担の軽減

No.	意見要旨	区分	県の考え方
⑲	① <u>生活資金貸付の実施について、生活資金貸付の実施件数が極端に少ない。ニーズが少ないということはないと思うので、県民が利用しやすいように広報の拡充をしていただきたい。早期に簡便な手続きで貸付が実施されるようにしていただきたい。</u>	C	制度の更なる周知を進めてまいります。手続きの簡便化のご意見につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。

⑳	<p>①生活資金貸付の実施について、26～29 年度のうち新規貸付が1件とのことですが、実際に当市相談室でもこれまでに相談者に貸付事業の情報提供を行った事例が数件あったものの、返済を伴う貸付については消極的な場合が多く、利用には至りませんでした。金額は少なくとも見舞金のような<u>返済不要な経済的支援制度の併設を御検討いただければ</u>と思います。また、本市を含む県内市町村における経済的支援の拡充を進めるためには、<u>現在大分県が検討しているように、市町村が見舞金制度を導入するにあたり県が支給額の半額を助成する等の制度が有効ではないか</u>と考えます。御検討いただきたくお願いいたします。</p>	C	<p>ご意見につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
---	--	---	---------------------------------------

(2) 法律問題の解決への支援

該当意見なし

(3) 日常生活の支援

No.	意見要旨	区分	県の考え方
㉑	<p>②生活支援を担うボランティアの育成について、<u>犯罪被害者等における家事、育児、介護等の日常生活支援については、</u>当市相談室でもいくつかの事例でニーズを把握しており、その必要性を感じております。<u>現在「意向調査の実施」とのことですが、実施に向けて取組を進めていただくようお願いいたします。</u></p>	A	<p>家事、育児等の生活支援については、市町村の取組みとの連携を含めて支援の充実について検討してまいります。</p>
㉒	<p>(3)日常生活の支援③支援ボランティア登録制度の運用について、<u>支援ボランティアが減少傾向にある。</u>ボランティアが少ないと、一人のボランティアにかかる負担が大きくなり、ボランティア活動が停滞するおそれがあるので、<u>人数を増加させるような施策をすべきではないか。</u></p>	C	<p>付き添いを行うボランティアについて、引き続き、安定して支援を行える人材の確保・育成に努めてまいります。</p>

(4) 心身に受けた影響からの回復

No.	意見要旨	区分	県の考え方
㉓	<p>本会では、平成15年度より、セルフヘルプ・グループ（同じ悩みや問題を抱える人たちの自主的なグループ）の拠点となるセルフヘルプ活動コーナー（ロッカー、メールボックス、相談室の貸出）の整備等によるセルフヘルプ支援事業を行っております。</p> <p>現在の登録グループは全部で50グループほどですが、中には犯罪被害の当事者を中心とした会も複数活動しておられます。日々の相談対応や分かち合いを行う中で、「公的機関同士の連携は進められることはあっても、公的機関とセルフヘルプ・グループとの連携</p>	C	<p>ご意見につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。</p> <p>自助グループを支援する機関との更なる情報共有・連携に努めて参ります。</p>

	<p>については図られていないように感じる」「県関係機関の方々には、犯罪被害者に対する支援の一つとして、セルフヘルプ・グループの活動があることを認識してもらいたい」等の声が聞かれます。</p> <p>このことから、今後、<u>セルフヘルプ・グループが関係機関とより連携、協働ができるよう、体制の整備に向けた積極的な取組みを期待しています。</u></p> <p>本会としても、<u>これらのグループ活動に有意義な情報をいただければ、グループへ周知する等して、グループ活動を支援してまいります。</u></p>		
②④	<p>⑧精神科の受診の支援について、犯罪被害に遭われた方は、心身に様々な反応が出ると認識しております。<u>精神科受診の公費の負担は被害に遭われた方の受診の背中を押すものであり、有益である</u>と考えます。</p>	A	<p>県警における精神的な医療に要する経費負担については今後も継続してまいります。</p> <p>また、「かならいん」においても精神科医療との連携について検討してまいります。</p>

(5) 一時的な住居の提供等

No.	意見要旨	区分	県の考え方
②⑤	<p>①緊急避難場所（ホテル等）の提供について、緊急避難場所の提供件数が少ない。ニーズが少ないということはないと思うので、県民が利用しやすいように<u>広報の拡充をしていただきたい。併せて、提携ホテルを増加させるような施策をとっていただきたい。</u></p>	C	<p>ご意見につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
②⑥	<p>②住居の確保への支援について、横須賀市（人口約40万人、約16.7万世帯）は、平成24年12月、神奈川県警（被害者支援室）及び神奈川県安全防災局（犯罪被害者サポートステーション）からの協力依頼に基づき、平成25年4月から行政財産目的外使用許可により、<u>市営住宅(管理戸数4,916戸)のうち、9戸を一時的な使用可能な住宅として確保している。実績として平成25年度から29年度までの5年間で犯罪被害者10世帯が利用した。</u>また、その旨国土交通省に報告している。したがって、この項の記述に<u>市町村分の実績が記載されていないのは、誤り</u>と考える。</p> <p>また、市町村営住宅への協力依頼について、本市としては、平成24年度以降、組織的に依頼を受けていないが、協力依頼の結果、具体的に住宅の確保や実績が</p>	A	<p>実績の公表については、各市町村の意見も聞きながら検討してまいります。</p> <p>現在確保している県営住宅2戸については、利用者のニーズに合致するよう、居室環境の整備をし、利用促進に努めて参ります。</p>

<p>あれば記載すべきで、もし依頼をしていないのであれば、記載すべきではないと考える。</p> <p>一方、神奈川県（人口約 920 万人、約 410 万世帯）としての取り組みは、<u>県営住宅の提供戸数が 2 戸のみで、人口や管理戸数 44,663 戸に対し非常に少なく、かつ平成 26、27 年度の利用実績は 0 件となっており、実質的に機能していない</u>と考えられる。</p> <p>市町村に協力依頼するのであれば、まず、神奈川県が率先して事業を遂行すべきではないか。</p> <p>また、犯罪被害者の避難場所は、市が提供する同一市内の市営住宅ではなく、可能な限り加害者から離れた場所に避難することが安全かつ効果的と考える。</p> <p>については、<u>広域的対応が可能な神奈川県が、県営住宅の提供戸数を大幅に増やし、また、犯罪被害者の避難は緊急を要することが多い現状を踏まえ、事案発生後に、即入居可能な仕組みを構築し実行することを強く希望する。</u></p>		
--	--	--

3 県民・事業者の理解の促進に関するもの

該当意見なし

4 被害者等を支える人材の育成に関するもの

該当意見なし